

議案第156号

大阪市生業資金貸付基金条例を廃止する条例案

大阪市生業資金貸付基金条例（昭和39年大阪市条例第19号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に貸付けを行っている資金については、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

生業資金貸付基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市生業資金貸付基金条例

(設 置)

第1条 生業に関し資金を必要とする本市住民に対し、資金を貸し付けるため、生業資金貸付基金（以下基金という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、560,000,000円以内とする。

(貸付金額)

第3条 資金の貸付金額は、1世帯300,000円以内とする。

(貸付利率)

第4条 貸付金の利率は、年5.475パーセント以内とする。

(利息の減免等)

第5条 市長が特別の事由があると認めるときは、貸付利子を減免し、又はその支払を猶予することがある。

(償還期限)

第6条 貸付金の償還は、36月以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを延長することがある。

(担 保)

第7条 市長が必要と認めるときは、貸付金に対し担保を徴し、又は保証人を立てさせることがある。

(施行の細目)

第8条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。